

屋外スポーツ施設の利用者の皆様へのお願い (R3.10.25～)

改訂 (R3.6.1～) (R3.6.21～) (R3.10.1～)

◎施設利用について

- 1 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は利用できません。
- 2 体温のチェックを行い、発熱等の症状がある場合や体調不良がある場合は、利用できません。
- 3 運動・スポーツを行っていない間は、マスクを着用してください。
- 4 こまめな手洗い、咳エチケットの実施、アルコール消毒を徹底してください。
- 5 近距離での会話を控え、不必要に大声を出さないようにしてください。
- 6 利用団体は、各競技団体のガイドライン等を一読し、実施内容等を検討してください。代表者の方に利用者全員の体調管理等を確認していただきます。「団体利用者名簿」(別紙参照)を作成し、当面の間、団体で保管してください。(利用者等に感染が確認された場合は、提出していただきます。)なお、子どもの活動等で保護者が付き添う場合も利用者として、名簿に記入してください。
- 7 観客席を利用する場合は、事前に管理者に相談し、決められたルールを遵守してください。
- 8 シャワー室は、使用禁止とします。
- 9 更衣室は、利用制限がありますので、各施設へお問い合わせください。
- 10 利用者以外のスポーツ施設への立ち入りはご遠慮ください。
- 11 大会等の実施については、競技団体が示すガイドライン及び「あきる野市 大会等・スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を一読してください。
- 12 ミーティング等においても三つの密を避けてください。
- 13 施設内での飲食(水分補給を除く)は、禁止といたします。
- 14 感染防止のため、施設管理者が決めた措置を遵守し、管理者に従ってください。
- 15 今後、利用制限など施設利用に変更が生じた場合は、改めてホームページ等でお知らせいたしますのでご確認ください。
- 16 万が一、利用者に新型コロナウイルス感染を確認した場合は、あきる野市役所スポーツ推進課(558-1111)へ連絡してください。

◎利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

1 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けてください。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があります。

(※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当

2 その他

- ① 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは行わないでください。
- ② 汗を拭く時などのタオルは共用せず、個々で用意してください。
- ③ スポーツドリンク等の飲料は、共用せず個々で用意してください。また、飲む前に手洗い・手指消毒を行い、飲みきれなかったものは持ち帰ってください。